

# 令和3（2021）年度横須賀市立鷹取中学校 部活動年間指導計画

## 1 指導目標

部活動も教育課程との関連を持たせ、学校教育目標の具現化を図るための重要な教育活動である。そのために次の点を重視して、指導することを目指す。

- (1) 部活動を通じて、人間関係を養いながら様々な達成感を培わせる。
- (2) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を念頭におきながら活動させる。
- (3) 生徒の自主性・自発性を尊重した活動にするため、部長と顧問を中心に活動内容を計画的に作り上げていく。

## 2 指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (3) 生徒の自主的・自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

## 3 指導体制

- (1) 顧問長は校務分掌上の「部活動指導係」とする。
- (2) 今年度設置する部とそれぞれの指導体制は次の表のとおりとする。

|     |                |     |       |         |           |         |     |    |
|-----|----------------|-----|-------|---------|-----------|---------|-----|----|
| 運動部 | 部活動名           | 野球部 | サッカー部 | ソフトテニス部 | バスケットボール部 | バレーボール部 | 駅伝部 |    |
|     | 顧問             | 加島  | 成本    | 山田      | 野沢        | 小山内     | 野沢  |    |
|     |                | 小松  | 山本    | 塩見      | 青田        | 荒井      | 成本  | 塩見 |
|     | 技術指導者<br>(市派遣) | 長野  |       |         |           | 田辺      | 小山内 | 青田 |
|     | 他の<br>外部指導者    |     |       |         |           |         |     |    |

|             |                |     |     |     |     |
|-------------|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 文化部         | 部活動名           | 創作部 | 音楽部 | 科学部 | 美術部 |
|             | 顧問             | 赤池  | 阿部  | 小松  | 笠松  |
|             |                | 津軽  | 水田  | 阿部  | 赤池  |
|             | 技術指導者<br>(市派遣) |     |     |     |     |
| 他の<br>外部指導者 |                |     |     |     |     |

#### 4 年間指導計画

| 月   | 学校行事  | 対外的行事      | 部活動に係る計画                                       |
|-----|---|------------|--|
| 4月  | 春季休業<br>始業式・入学式<br>生徒会オリエンテーション<br>生徒総会<br>家庭訪問<br>身体測定 |            | 年間計画作成（各部）<br>4月活動計画作成<br>4月活動実績作成<br>5月活動計画作成 |
| 5月  |   |            | 部活動規約生徒確認<br>部活保護者会<br>5月活動実績作成<br>6月活動計画作成    |
| 6月  | 定期試験Ⅰ   | ブロック大会     | 6月活動実績作成<br>7・8月活動計画作成                         |
| 7月  | 三者面談<br>夏季休業  | 県総体        | 7月活動実績作成                                       |
| 8月  | 夏季休業  | 子どものための音楽会 | 8月活動実績作成<br>9月活動計画作成                           |
| 9月  | 定期試験Ⅱ<br>体育祭  | 市民体育大会     | 9月活動実績作成<br>10月活動計画作成                          |
| 10月 | 修学旅行<br>終業式・始業式<br>翔鷹祭                                  | 市駅伝競走大会    | 駅伝壮行会<br>10月活動実績作成<br>11月活動計画作成                |
| 11月 | 生徒会役員選挙<br>定期試験Ⅲ  | 新人スポーツ大会   | 11月活動実績作成<br>12月活動計画作成                         |
| 12月 | 三者面談<br>冬季休業  |            | 部室等活動場所大掃除<br>12月活動実績作成<br>1月活動計画作成            |
| 1月  | 冬季休業<br>書初め大会<br>百人一首大会                                 |            | 1月活動実績作成<br>2月活動計画作成                           |
| 2月  | 新入生保護者説明会<br>定期試験Ⅳ<br>お別れ遠足                             |            | 部活会計報告（生徒会・各部）<br>2月活動実績作成<br>3月活動計画作成         |
| 3月  | 卒業記念講演<br>学年レク<br>卒業式・修了式<br>春季休業                       |            | 3月活動実績作成<br><br>次年度への引継ぎ                       |

## 5 部の設置について

- (1) 部の新設をすることはしない。ただし、下記の部分がクリアできた場合については、検討の余地を残す。
  - ① 現状の職員数が大幅に増員され、3年以上継続される見込みがある場合。
  - ② ①の条件が満たされ、なおかつ、「顧問が3年以上異動しないだろうという予想」「部活に必要な部員数が十分に確保される」「活動場所・内容が明確な場合」とする。
- (2) 部の名称や、活動内容の一部を変更することは、下記の手順によって認める。
  - ① 管理職に相談する。
  - ② 顧問・生徒（必要に応じて、保護者の理解・協力も必要）が十分に理解している。
  - ③ ①、②を前提として、職員会議に提案し、全体場で認められる。
- (3) 5月の本入部時点で、在籍部員数が0または、大会参加出場可能人数に満たなかった場合、廃部の候補とし、存続の検討を行う。

## 6 部活動に係る経費

- (1) 生徒会より、部活動費として各部に予算配当される。また、各部において、所属する生徒の保護者から、月額500円を上限として活動費（部費）を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
- (2) 各顧問は、部活動に係る経費の収支について、2月末までに教頭に提出する。また、保護者から徴収した場合は、保護者あてに収支報告をする。

## 7 規約

次に示すものを「鷹取中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいてすべての部において共通の指導をする。本規約は部長会、部活動ミーティング、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。また、活動の実態に即したものとなるよう、内容については、毎年度協議する。

### 1 入部（退部）の手続き等

- (1) 入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）届を学校に提出する。
- (2) 新年度の2、3年生においては、前年度に所属していた部活への継続（退部）届を提出する。学級担任が承認した後、顧問が集約する。
- (3) 新入生は、5月の仮入部期間に複数の部活を体験することができる。その際、仮入部届を学級担任に提出し、顧問が集約する。

### 2 活動日

- (1) 活動日は、平日は月曜日から金曜日までの中の4日、休日は土曜日・日曜日のいずれか1日を原則とする。
- (2) 職員会議・学年会・校内研修会・部会・企画が設定されている日は、原則として活動を行わない。
- (3) 定期試験1週間前は、原則として活動を停止する。ただし、試合・発表が間近な場合は、保護者の承諾を得た上で、1時間程度の活動を認める。
- (4) 公式試合1週間前は、30分の延長が出来る。

(5)長期休業中の活動は、夏休みは練習試合を含め、公式戦を除き 20 日以内（閉庁日以外の日）、冬休みは 12/28～1/4 以外の日、春休みは職員会議日以外で活動する。

(6)大会 1 週間前における練習については、下記に示す。

①部活顧問長に確認をとり、練習を行ってよい。その場合の練習メニューについては、安全面を最優先したものを作成し、部長に十分指導する。

②職員会議・学年会・部会・企画のときは、1 時間程度の活動を認める。校内研修会の研究授業のときは、活動を行わない。

③職員会議・学年会・校内研修会・部会・企画が週に 2 回以上入らないように配慮する。

### 3 活動時間

(1)平日放課後の活動時間・完全下校時間は次のとおりとする。

① 夏季（2 月～前期終了） 5 時間授業：17 時 05 分活動終了 17 時 20 分完全下校

6 時間授業：17 時 45 分活動終了 18 時 00 分完全下校

② 冬季（後期開始～1 月） 17 時 00 分活動終了 17 時 15 分完全下校

③ 午前日課等特別な場合 教務と部活顧問長で相談し、時間を事前に知らせる。

(2)休日・長期休業中は、年間を通じて 3 時間程度とする。

\*なお、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な時間及び休養日を設定する。

### 4 活動場所

(1)平日放課後の割り当て

・校庭…野球部、サッカー部

・体育館…バスケットボール部、バレーボール部

・その他…テニスコート（ソフトテニス部）、被服室（創作部）、第 1 音楽室（音楽部）、2 年男子更衣室（科学部）、美術室（美術部）

(2)武道館の割り当て

月曜日 野球部・サッカー部 火曜日 ソフトテニス部 水曜日 野球部・サッカー部

木曜日 野球部・サッカー部 金曜日 ソフトテニス部

(3)休日及び長期休業中の校庭・体育館の割り当て

学校開放運営委員会時に示せるよう、校庭・体育館を使用する部活で調整する。

### 5 施設等の使用

(1)部室及び体育館・武道館の鍵は職員室で管理し、所属する部員が借用。開錠、施錠を行う。下校時に、顧問が点検をする。

(2)活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃等をしてもとの状態に戻す。

(3)武道館の練習については、下記の内容を守って使用する。

①ボールを壁や天井にぶついたりしては絶対にしない。

②体育館と同様に、体育館履きを履かなければならない。畳部分については裸足でなければならない。

③雨天での使用する部活は 4（2）で示した通り。

## 6 活動全般

- (1) 活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動させる。部長は活動開始前と活動終了後に顧問と必ず連絡を取る。また、下校前にはミーティングを行う。
- (2) 事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡する。
- (3) 登下校の服装は、制服または学校指定の体操服や部で認められた服装とする。
- (4) 飲み物は、水筒にお茶類かスポーツドリンクを入れて持ってきてよい。休日はペットボトルも可。ただし、ゴミは家に帰って捨てる。
- (5) 自転車通学は絶対に禁止。
- (6) 携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止。ただし、許可する必要があると顧問が判断した場合は、登校後に顧問に預ける。その際、登下校時にみだりに扱うことはしない。
- (7) 活動時の服装は、制服または学校指定の体操服、部で認められた服装とする。
- (8) 部員としての自覚を持ち、入部した限り、さぼらず参加し、安易に転部や退部をしない。
- (9) 学校の規則を厳守できない場合は、活動を停止する場合がある。判断については、部活顧問長と生活指導部長等で判断していく。
- (10) 大会や練習試合の際、他の部活の応援は行かない。
- (11) 3年生の最後の大会（発表会）から共通選抜試験までの期間、3年生が部活動へ参加することは認めない。共通選抜試験終了後は、顧問の許可を得て部活動に参加することを認める。ただし、スポーツ推薦で、参加を希望する生徒については、土日に進学先高等学校の練習に参加しなければいけない場合に、怪我の予防のためにその週の部活動に1時間程度の練習を認める。

## 7 校外活動

- (1) 会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。
- (2) 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度対応可能な範囲を確認し、校長が判断する。原則として、教頭が参加申し込みをして引率をする。ただし、日程的に厳しい場合は、所属学年の職員が引率を行う。

## 8 その他

- (1) 各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。
- (2) この規約を改訂する場合は、顧問会で協議する。